

18大安衛委一1  
2018年1月25日

統括安全衛生責任者  
元方安全衛生管理者  
安全責任者 殿  
衛生責任者

大阪本店安全衛生管理委員会

## 2・3月度「公衆災害防止対策強化月間」について

1月24日現在での大阪本店の安全成績は、災害総件数3件と期間管理値4件を僅かに下回り、昨年からの良好な状態が維持されています。この流れを今後さらに継続していきたいところです。一方で近年、全店的に第三者を巻き込んだ公衆災害が散見しており、当社の信用を揺るがしかねない事態が懸念されます。大阪本店では昨年突風による足場の倒壊事故や仮囲いの外への飛散物、また一昨年はホイールクレーンの転倒事故が発生しています。企業の社会的責任を求める声が年々強まる中、ひとたび公衆災害を発生させると、全てのステークホルダーに対して多大な迷惑をかけることとなります。ついでには、公衆災害防止の重大性を十分に理解した上で、下記の事項に留意して公衆災害の防止に努めてください。

### 記

#### 1. 実施期間

2月1日～3月31日

#### 2. 月間目標

「公衆災害防止対策強化月間」

#### 3. スローガン

「事前計画 落とさぬ設備 未然に防ぐ 公衆災害」

#### 4. 重点実施事項

近日中に生産本部から発翰予定の通牒「公衆災害防止の絶無に向けた取組みの強化について」に添付されている

①公衆災害対策チェックリスト（事前計画用）

②公衆災害対策チェックリスト（日常点検用）

を活用し、着工前のリスクアセスメント及び期中の点検を強化する。

#### 5. 公衆災害事例と関連文書

下記（1）～（4）に示す発翰文書により、公衆災害の防止を図る。

##### （1）2017年

①西日本技牒 17-1「運搬中積載物の落下防止について」

②西日本機牒 17-1「仮設ゴンドラの突りょう転倒事故防止について」

生本牒18-7  
2018年1月30日

A-1支店長 殿  
国際支店長

生産本部

### 公衆災害の絶無に向けた取組みの強化について

社長方針に「重大な公衆災害の絶無」が掲げられる中、これまで各種の通達、通牒（4（2）参照）により全店的にリスクアセスメントの実施の強化をはじめとした対策を講じてきました。  
しかしながら、依然として資材を歩道に落下させるなど、一步間違えると重大な公衆災害につながりかねない災害が発生しています。

については、これまで発翰した関連する文書等による対応策を下記のとおり見直したうえで、公衆災害絶無に向けた取組みの更なる強化を図りますので関係各部門内に周知徹底してください。

#### 記

#### 1. 目的

計画段階のリスクアセスメント等で抽出する公衆災害リスクとその対策及び期中の日常管理を確実に実施するため、公衆災害のレベル設定及び作業所管理書類の見直しを行い、公衆災害未然防止の強化を図る。

#### 2. 公衆災害の定義・分類・レベル設定の改定（別紙1）

公衆災害のレベル設定を次のとおり見直す。

##### （1）公衆・周辺環境への影響

公衆災害レベルⅡに「重大な公衆災害につながる可能性のあった事象（実害のない第三者通路への重量物の落下等）」を追加する。

##### （2）当社への影響

公衆災害レベルⅡに「当社の信用が失墜」を追加する。

##### （3）その他、語句の調整

#### 3. 公衆災害の絶無に向けた内外勤一体となったプロセス管理の徹底

次の関連書類を見直し、内勤における事前の工事計画づくり込みから作業所での施工計画、RAKY活動に至るまでの各プロセスにおいて、公衆災害絶無に向けた対策を一貫して行う。

##### （1）公衆災害防止対策チェックリスト（別紙2）

2015年1月21日付通牒（生本牒15-2）「公衆災害の定義とチェックリストの活用について」（以下「生本牒15-2」という。）において新設された「公衆災害防止対策チェックリスト」について、工事計画時に使用する「公衆災害対策チェックリスト（工事計画用）」（共様00332）及び作業所の仮設、重機及び資材などの日常点検を行う「公衆災害対策チェックリスト（期中点検用）」（共様00361）に分けて書式を改定する。

(注1) 内勤関連部門は、工事計画用チェックリストを基本施工計画時・内勤RAシート作成時・レビュー時に使用し、リスクアセスメントによるリスクの洗い出し及び対策の立案に活用する。また、期中点検用チェックリストを期中巡回時に活用し、作業所のリスク管理状況を確認する。

(注2) 作業所は、工事計画用チェックリストを作業所RAシート作成時・施工計画書作成時・危険作業事前打合せ時に、期中点検用チェックリストを期中の点検時に活用し、プロジェクトの進捗に応じたタイムリーなリスク管理を徹底する。

(2) 作業所長方針書 (共 00765) (別紙3)

従来の書式を活用し、公衆災害リスクに対する方策を必ず記載する。

(3) 危険作業事前打合せ (別紙4)

危険作業事前打合せ時に、工事内容に応じた公衆災害リスク及び対策の確認を行い、「(労要7) 墜落防止対策実施要領」に定められた危険作業事前打合せチェックリストに対策及び実施確認を必ず記録する。

(4) 作業所RAKYシート (共 00763) (別紙5)

これまでの安全・品質に加え、公衆災害の記入欄を追加する。作業所は、作業所及び内勤部門で抽出されたリスク及び対策が実践されるよう協力会社を指導し、日々のKY活動にこのシートを活用する。

4. 関連する文書について

(1) 通牒の改廃

本通牒の発翰により生本牒 15-2 を廃止する。

(2) 参考通達・通牒

本通牒の内容に合わせて、次の通達・通牒についても参考にする。

① 2014年12月11日付通達(達14-66)「公衆災害の絶無について」

② 2014年12月11日付通牒(生本牒14-37)「工事期中における公衆災害防止の徹底について」

③ 2017年5月15日付通牒(生本牒17-23)「公衆災害及び揚重作業時における災害防止の徹底について」

5. 適用時期および対象工事

(1) 適用時期

2018年2月1日から

(2) 対象工事

請負工事(1)、(2)、(3)

(注1) ただし、請負工事(3)の新築・増築・改築工事については着工打合せ、また、改修工事についてはリニューアル工事確認会等にて指定した工事とする。

(注2) 改修工事及び諸口工事においては、2011年6月27日付通牒(生本牒11-18)「品質におけるリスクアセスメント手法の導入について」にて通知した「改修工事トラブル防止ハンドブック」をリスクアセスメント手法のツールとして、品質に限らずあらゆるトラブルに対して活用する。

6. 問合せ先

生産本部 生産企画部 樋口 (内線 821-5764)、大塚 (内線 891-45334)

以 上

# 公衆災害の定義・分類・レベル設定

(別紙1)

## 公衆災害の定義・分類

- ◆ 公衆災害の定義 工事の関係者以外の第三者（公衆）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（社会通念上許容し難いもの）を公衆災害という ※国交省 建設工事公衆災害防止対策要綱より参照（建築工事編、土木工事編）
- ◆ 公衆災害の分類
  1. 第三者への死傷危害（精神的苦痛も含む）もしくは器物損壊（物損）
  2. インフラ（公共交通機関、公道、電気、水、ガス、情報通信等）の支障・損傷
  3. 環境汚染等
- ◆ 公衆災害の事例
  1. 第三者への死傷危害（精神的苦痛も含む）もしくは器物損壊（物損）
    - (1) 現場周辺の通行路における第三者の転倒等危害
    - (2) 仮設定場、仮囲いの転倒、倒壊に伴う第三者への危害、器物損壊（暴風、落雷、地震等の自然災害に伴うものも含む）
    - (3) 建設物、解体物の倒壊に伴う第三者への危害、器物損壊
    - (4) 飛来・落下による第三者への危害、物損
    - (5) 重機転倒による第三者への危害、物損
    - (6) 爆発・爆風による第三者への危害、器物損傷、火災発生
    - (7) 電波障害
    - (8) 過度な照明等の光害
    - (9) 火災延焼
    - (10) 交通事故
  2. インフラ（公共交通機関、公道、電気、水、ガス、情報通信等）の支障・損傷
    - (1) 地下埋設物の損傷
    - (2) 周辺の地盤沈下
    - (3) インフラ損傷に伴う漏電、漏水、ガス漏れ
    - (4) インフラ損傷に伴う電気、水道、ガスの供給停止、情報通信停止
    - (5) 架空線への接触、切断
  3. 環境汚染等
    - (1) 著しい騒音、振動、悪臭
    - (2) 粉じん、アスベスト漏えい、飛散
    - (3) 有害物の漏えい
    - (4) 排水違反、水質汚濁

## 公衆災害のレベル設定

公衆災害レベル	定 義	
	公衆・周辺環境への影響	当社への影響
レベル I 重大な公衆災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者の死傷者発生（当社過失が重大で重篤な災害）</li> <li>・ 甚大なるインフラの支障、器物破損（第三者の業務・営業の継続が困難）</li> <li>・ 深刻な環境破壊、環境汚染拡散（当社の重大な過失及び法令違反に伴う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスコミ、メディア報道等で当社の信用が大きく失墜</li> <li>・ 多大な営業補償、損害賠償</li> <li>・ 営業停止、指名停止</li> <li>・ 重大な法令違反による刑事処分、行政指導</li> </ul>
レベル II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者の極軽微な被災発生（当社過失が軽微で不休災害）</li> <li>・ 軽微なインフラ切断、器物破損（第三者の業務・営業継続に支障がない）</li> <li>・ 軽微な環境破壊、環境汚染拡散（影響範囲が限定的で速やかに是正処置を実施）</li> <li>・ 重大な公衆災害につながる可能性のあった事象（実害のない第三者通路への重量物の落下等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の信用が失墜</li> <li>・ 損害賠償</li> </ul>
レベル III	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者被災は発生しないが、限定的な第三者に迷惑を及ぼす事象</li> <li>・ 軽微な物損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽微な損害賠償</li> </ul>

※ 生産本部及び各本支店総務部に上げられた安全・品質・トラブル情報の公衆災害該当有無及び各レベル設定は、生産本部が行うものとする。

# 作業所RAKYシートの改定

(別紙5)

## 【改定の目的】

安全、品質のKY活動に加え、公衆災害KY活動を行い、毎日の作業における公衆災害リスクと対策を作業員に周知することで、公衆災害防止に対する意識を向上し、防止対策を確実に施行する。

## 【改定内容】

- ・従来の作業所RAKYシートに、公衆災害KY活動の欄を追加した。
- ・公衆災害の定義（別紙1）に基づき、重大性の評価を追加した。

## 【運用】

- ・協力会社は毎朝の朝礼時に、シートを用いてRAKY活動を行う。
- ・作業所担当者は、管理のポイントを明確に指示し、対策の確認とフォローを行う。
- ・作成例では『公衆災害KY活動1欄、安全KY活動2欄、品質KY活動1欄』としているが、欄の構成は作業所の状況と特性に応じて変更する。

### 公衆災害重大性評価を追加

### 公衆災害KY活動欄を追加

### 品質KY活動欄 2欄→1欄

作業所名: ○○建設工場		会社名: ○○工業		職種: ゼエ		2017年 11月 10日	
公衆災害KY活動		リスク見積		リスク評価		リスク低減対策	
作業内容	どんな危険がありますか	重大性	可能性	リスクレベル	~する。		
外部足場せり上げ	足場板の外部への落下	3	1	09	普通、水平ネットの確認、下部足場の確保		
仮囲い設置	工具の外部への落下	3	2	000	工具の落下防止措置、管束ネットの確認		
	仮囲いの倒れ	3	1	00	仮囲い外側の点検を行う。		
安全KY活動		リスク見積		リスク評価		リスク低減対策	
作業内容	どんな危険がありますか	重大性	可能性	リスクレベル	~する。		
品質KY活動		リスク見積		リスク評価		リスク低減対策	
作業内容	どんな不具合がありますか	重大性	可能性	リスクレベル	~する。		
サイン:	本日の人員		作業所 確認		副所長 確認		

公衆災害
第三者の死傷者発生 甚大なインフラの支障 報道等で信用が大きく失墜
第三者災害(汚損・軽傷など) インフラ切断(第三者の業務、 営業継続に支障がない)
物損・汚損(汚水、塗装など)
軽微な汚損(埃の飛散など)

支 店 長  
部 門 長 殿品 質 部  
品 質 管 理 委 員 会

## 3月、4月度「品質コミュニケーション強化月間」について

2017年12月14日付通牒（西日本品牒 16-10）『2016年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について』に基づき、下記のとおり「品質管理月間目標」、「スローガン」及び「重点実施事項」を設定し、品質管理の徹底を図ります。

3月・4月は「品質コミュニケーション強化月間」としますので、下記事項を確実に実施し、品質の確保に努めてください。

## 記

## 1. 「品質管理月間目標」及び「スローガン」

月	月 間 目 標	ス ロ ー ガ ン
3・4	品質コミュニケーション強化月間	内勤と外勤、工区と工区、設備と建築 コミュニケーションでボーダレス！

## 2. 重点実施事項

- (1) 営業、設計、作業所他すべての関係者が情報を共有し、「前工程に感謝、後工程に思いやり」の精神で、一致団結してスクラムを組み、プロジェクトを推進する。
- (2) 作業所と協力会社は、工事着手前によく打合せを行い、個々の作業所に合致した「仕様」、「手順」及び「検査要領」等を「施工計画書」及び「施工要領書」で明確にし、設計者及び工事監理者の承認を受け、その内容を作業員に周知する。
- (3) 作業所では、社員、外部人材、協力会社及び作業員が互いに報告、連絡及び相談し合える環境を構築し、課題に対しては関係者が一致協力し、具体的な対策を立案、実行して解決する。
- (4) 工区境においては、前工区及び後工区の仕様が異なることを前提に、必要な検査を確実にを行い前工区での実施忘れをなくす。
- (5) 作業所では、建築から設備への依頼工事又は設備から建築への依頼工事の分担を明確にし、どちらかが見てくれるだろうという「だろう管理」に陥らないよう注意する。
- (6) 竣工後、保全担当者はお客様要望をFM情報に速やかに登録し、関係各部門と情報を共有する。確実なフォローを継続して行うことにより、お客様とのパートナーシップを築き、信頼関係を構築する。

- (7) 施工計画段階において工事区分範囲を明確にし、施工計画書及び施工図において明記する。  
特に漏水に関する部位で施工図上「別途工事」と表示される工事においては、関連する施工図でその範囲が明記されるため、忘れずに施工図等にてその工事範囲を伝達する。

2016年7月5日付通牒（西日本品牒 16-5）「漏水に関する部位で施工図上「別途工事」と表示される工事に関する取扱いについて」参照

3. 1、2 月月間目標のフォローと継続について

1、2 月月間目標「基本的品質確認強化月間」において取り組んだ活動状況のフォローを行うとともに、今後も作業所、協力会社及び内勤関連部門が一体となり、基本に戻って品質を確実に確保するよう活動を継続する。

4. 問合せ先

品質部	吉浦（内線 841-4547）	和田（憲）（内線891-41686）
技術部	青木（内線 891-42577）	

以 上

## 災害事例・再発防止情報

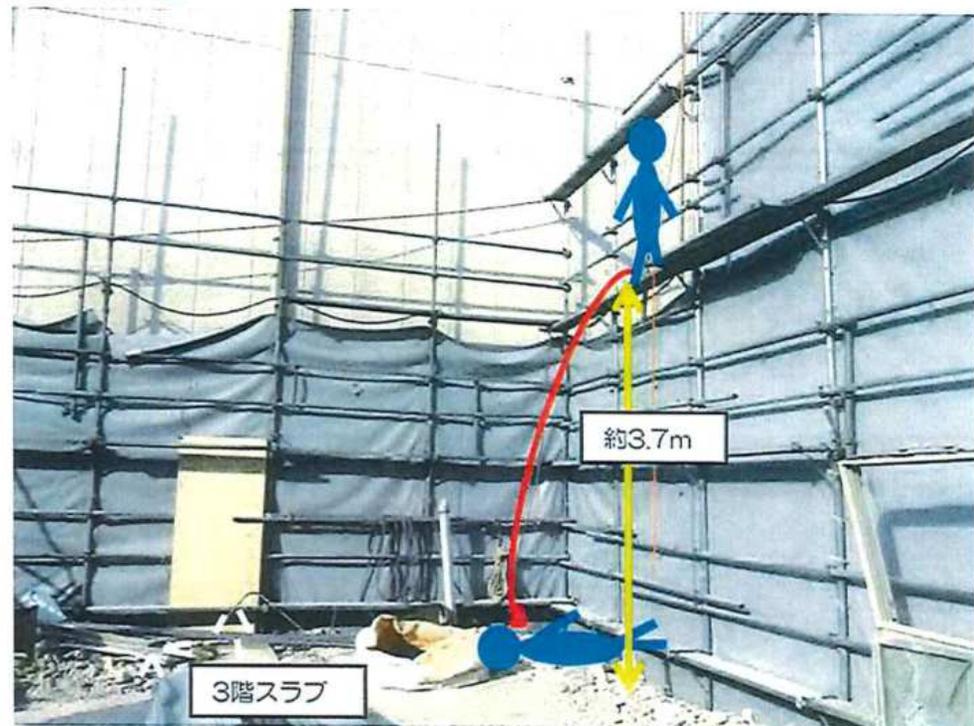
タイトル	建物解体飛散養生用単管足場解体中に墜落
災害発生日	2018年1月6日(土) 10時35分 天候(晴)

災害属性	被災程度	休業4日以上	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	とび工	年齢	48歳
	経験年数	23年	就労日数	60日
災害情報	型別	墜落、転落	起因別	その他
	被災工程	その他工事(解体)	被災作業	足場解体
	死傷病部位	頭部		

工事情報 10	工事種別	解体	受注形態	
	工事区分	諸口工事	施工区分	
	建物種別			
	構造	S	階数	
1次協力会社	被災者系列	2次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・10時33分頃・既存解体養生用単管足場上で
	誰が誰と	被災者の他、同僚3名と
	何をしていた時	既存ビル3階の外壁撤去後の養生単管足場解体中に
	どうなったか	3階スラブ上まで約3.7m墜落した

災害発生状況図



既存解体用の単管足場から約3.7m墜落

発生要因	1	ハーネス2丁掛け安全帯を着装していたが、安全帯を単管手摺に掛けていなかった。
	2	南面の枠組足場の昇降梯子を使用する計画の為、単管足場部分に昇降設備を設置していなかった。
	3	建物解体に伴う単管足場解体作業手順を明確に決めていなかった。

再発防止策	1	安全帯の掛け忘れ、掛け間違いが無いように、①監視員を配置する。②作業員同士の声掛け合図を徹底する。③朝礼・現地KYで作業員全員に重大災害事例を教訓として再教育・指導する。
	2	解体作業時の単管足場の解体手順書に昇降タラップと安全ブロックの設置を盛り込み再周知徹底をする。
	3	危険作業打合せは、建屋解体作業手順と足場組立解体作業手順との関連性によるリスク及び個別作業のリスクを確認する。

## 災害事例・再発防止情報

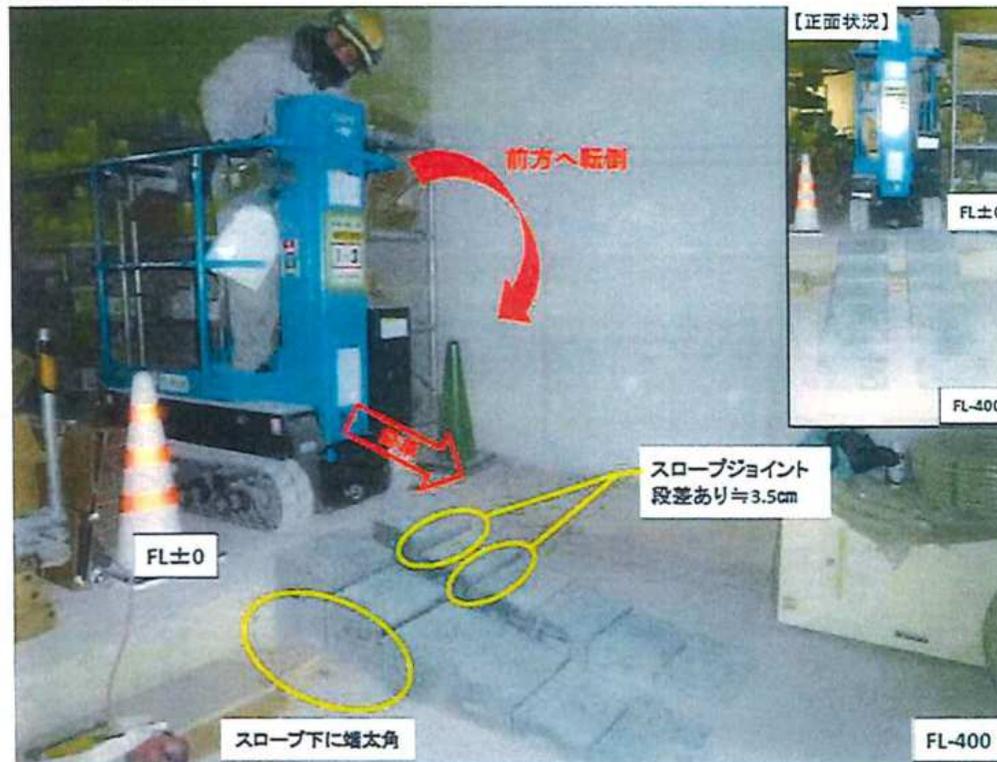
タイトル	段差スロープを高所作業車で移動中、転倒し右膝負傷
災害発生日	2018年1月20日(土) 11時40分 天候(晴)

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	空気調和職種	年齢	34歳
	経験年数	12年	就労日数	164日
災害情報	型別	転倒	起因別	高所作業車
	被災工程	設備工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	脚部		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	一般事務所 / 工業技術研究所		
	構造	S / RC	階数	B0 F7 P1
1次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・11時40分頃・1F 段差スロープ上で
	誰が誰と	被災者が一人で、
	何をしていた時	作業車を移動させていた時
	どうなったか	段差スロープ上に段差があり、作業車ごと前方に転倒、打撲挫傷。

災害発生状況図



**段差のあるスロープを下りた時  
作業車ごと前方に転倒し、右足打撲**

発生要因	1	400mmの床段差に対し、現場にあった300mm用の鉄段スロープ(商品名)に端太角を組み合わせて使用したが、段差が解消しきれていないスロープを設け使用した。	再発防止策	1	スロープは段差が無い状態で使用する。また、決められた設備(用具)を用途外に改造することをしない様に指導する。
	2	スロープを降りる際に、前方のスロープの状況を確認してから進まなかった。		2	作業車移動や高所での操作等、危険が予知される際の危険予知意識を高め、指差呼称を行うこと。
	3	高所作業車の使用がわかっていたにも関わらず、KYM、TS-5にて問題提起がされていなかった。		3	朝礼や月間安全訓話・安全衛生協議会等で、周知している場内段差や作業車の使用に対しての危険予知をKYM、TS-5でも活用する。

## 災害事例・再発防止情報

タイトル 倒れてきたボードを避け、立馬から飛び降り膝を痛めた

災害発生日 2018年1月15日(月) 14時0分 天候(晴)

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	一人親方		
被災者	職種	内装工	年齢	68歳
	経験年数	38年	就労日数	50日
災害情報	型別	激突	起因別	立脚足場、可搬式作業台・立馬
	被災工程	仕上工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	脚部		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	ショッピングセンター		
	構造	S	階数	B0 F4 P2
1次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午後・14時頃・商業棟1の3階にて
	誰が誰と	被災者が
	何をしていた時	立馬上で壁ボード貼りをしていたとき、
	どうなったか	ボードが倒れてきたため立馬から飛び降り、右膝を地面に打った

災害発生状況図



発生要因	1	壁ボード仮止め時1か所のみビス固定だったにもかかわらず、ボードから手を離してしまった。
	2	
	3	

再発防止策	1	ビスの仮止めを複数個所とする。
	2	
	3	